

令和5年12月6日

第5回検討委員会【資料①】

(仮称) 大東市立ほうじょう学園の設置に関する
基本構想(素案)



令和 年 月

大東市・大東市教育委員会

(仮称) 大東市立ほうじょう学園の設置に関する基本構想(素案)

目 次

第1章 笑顔あふれる新しい学校の設置にあたって

| | |
|-----------------------|----|
| 1. 基本構想策定の背景・目的と位置付け | 1 |
| (1) 背景・目的 | 1 |
| (2) 基本構想の対象と新しい学校の名称 | 3 |
| (3) 基本構想策定に係る検討経緯 | 3 |
| 2. 教育関連計画 | 5 |
| (1) 国における学校教育関連計画の整理 | 5 |
| (2) 本市における学校教育関連計画の整理 | 8 |
| 3. 対象となる学校施設の現状と課題 | 10 |
| (1) 通学区域 | 10 |
| (2) 計画敷地 | 10 |
| (3) 施設の老朽化 | 12 |
| (4) 土砂災害計画区域の指定 | 14 |
| (5) 児童生徒数・学級数予測 | 15 |
| 4. これまでの小中一貫教育への取り組み | 16 |

第2章 (仮称) ほうじょう学園の学校の姿

| | |
|---------------------------|----|
| 1. (仮称) ほうじょう学園全体構想 | 17 |
| 2. (仮称) ほうじょう学園の教育について | 18 |
| (1) 学校種別の整理 | 18 |
| (2) (仮称) ほうじょう学園での学び | 19 |
| (3) 教職員体制 | 23 |
| 3. (仮称) ほうじょう学園の施設・機能について | 24 |
| (1) 施設形態 | 24 |
| (2) 機能・諸室、規模の設定 | 25 |
| (3) 複合施設等の検討 | 28 |
| (4) 北条公園との共用 | 29 |
| (5) 配置計画 | 31 |
| (6) 通学区特認校制 | 33 |

第3章 (仮称) ほうじょう学園の設置に向けた準備

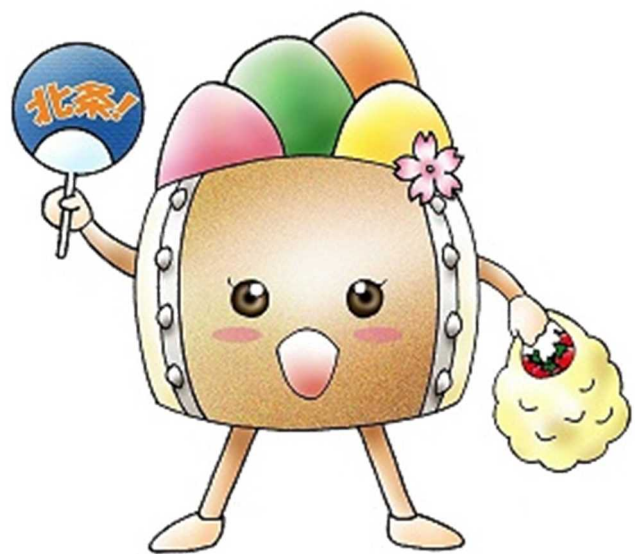
| | |
|---------------------|----|
| 1. 概算事業費と財源調達方法 | 33 |
| (1) 施設整備に係る概算事業費 | 33 |
| (2) 財源の調達方法 | 34 |
| 2. 事業手法の検討・整備スケジュール | 35 |
| (1) 事業手法の把握・整理、評価 | 35 |
| (2) 整備スケジュール案 | 37 |
| 3. 今後の課題・経過報告 | 37 |
| (1) 今後の課題 | 38 |
| (2) 今後の設計にあたっての重要事項 | 40 |
| (3) 経過報告 | 40 |

資料編

| | |
|-----------------------|----|
| 1. 検討委員会 | ●● |
| 2. 住民・教職員意見 | ●● |
| (1) 説明会(市民・教職員) | ●● |
| (2) アンケート(市民・教職員・保護者) | ●● |
| (3) パブリックコメント | ●● |
| 3. 他校事例紹介 | ●● |



ダイトン



ほじょ山さくら

第1章 笑顔あふれる新しい学校の設置にあたって

1. 基本構想策定の背景・目的と位置付け

(1) 背景・目的

子どもたちは義務教育 9 年間の中で、日々の学習を積み上げて成長していきますが、「小学校低学年の教員は、中学校での学習や子どもたちが中学校を卒業する時の姿をイメージしながら日々の教育活動を行っているのか」、「中学校の教員は、小学校のどの学年で何を学んで、何につまずいて今の子どもたちの姿があるのかを知った上で指導に当たっているのか」等の観点が十分抑えられていたかが課題として挙げられてきました。

このような状況がある中、小学校と中学校が共に義務教育の一貫を形成する学校として学習指導や生徒指導において互いに協力し、責任を共有して目的を達成するという観点から、双方の教職員が義務教育 9 年間の全体像を把握し、系統性・連続性に配慮した教育活動に取り組む機運が高まり、各地域の実情に応じた小中一貫教育の実践が増加しています。

平成 17（2005）年、中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」において、現代の社会情勢の中で求められる新たな義務教育の姿が示され、平成 18（2006）年、文部科学省（以下「文科省」とします）による『教育基本法』の全部改正では、義務教育の目的が定められました。また、翌平成 19（2007）年『学校教育法』の一部改正では、小・中学校共通の義務教育の目標規定が新設されました。さらに、平成 20（2008）年の『学習指導要領』の改訂では、学校段階間の連携を促進するための工夫が講じられています。

平成 27（2015）年の『学校教育法』の一部改正（平成 28 年 4 月施行）では、小中一貫教育の制度化が行われ、『小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引』（文科省）の策定により、小中一貫教育の核となる教育課程や指導計画の作成・実施を中心に捉えた工夫の例や留意事項が提示されました。

平成 29（2017）年、『学習指導要領』の改訂では、社会に開かれた教育課程の実現が求められており、引き続き「生きる力」を育むための下支えとなる確かな学力・豊かな心・健やかな体等を育成するとともに、授業実践においては「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善（質の向上）の必要性が唱えられています。

教育に関する上述のような社会的背景に応じて、法整備がなされ、方針が示される中、大東市（以下「本市」とします）では、小・中学生がともに活動する機会を充実させ、教育活動の連続性を構築し、小中連携教育から小中一貫教育へと深化させてきました。

本市の教育は令和 3（2021）年に改訂された『大東市教育大綱』の基本目標「あふれる笑顔 幸せのまち大東 の未来を拓く 人づくり」に基づき、子どもたち一人ひとりの「学びの最適化」を進めることをめざしています。教育内容や学習活動の量的・質的充実、発達の早期化等に係る現象への対応、中 1 ギャップの緩和・解消、社会性育成機能の強化の必要性などの課題に向き合い、地域や学校の実情に応じた形での小中一貫教育の推進は、今後より一層求められるものとなります。

一方、大東市立北条小学校は平成 27（2015）年に校舎の一部が「土砂災害特別警戒区域」に、併せて敷地の全てが「土砂災害警戒区域」に指定されました。がけ崩れが発生しないよう、法面補強を施すこと等により警戒区域から解除できないか検討をすすめましたが、大阪府との協議は難航し地形を変えることは莫大な費用を要すること等の大きな課題があります。引き続き大阪府との協議を行っていく必要がある状況に変わりはありませんが、防災上の観点からも早急に安全性の確保策を講じる必要があります。

さらに、本市では昭和 40 年代から 50 年代に多くの小・中学校が建設され、築 40 年以上経過していることから、令和 3（2021）年度以降、順次、長寿命化改修工事を計画的に行っている状況です。大東市立北条小学校（以下「現北条小学校」とします）、大東市立北条中学校（以下「現北条中学校」とします）も『大東市小中学校長寿命化計画』（以下「長寿命化計画」とします）に基づき、長寿命化改修工事を進める必要があります。

上記の過程を踏まえ、安全・安心の学校となることを第一に、新たな学校づくりを進めることを前提とし、令和 5（2023）年度において

1. 小中一貫教育の成長と成熟をめざした学校であること
2. 『大東市教育大綱』の理念を後押しし、教育の課題解決を導く学校であること
3. 地域課題の解決に加え、地域の発展に寄与する学校であること

を方針とした『（仮称）大東市立ほうじょう学園の設置に関する基本構想』（以下「基本構想」とします）を以下に取りまとめます。

なお、基本構想は新たな学校づくりの方向性を示すものであり、施設の配置、平面計画（諸室配置の概略）及び動線等の具体的な検討は、令和 6（2024）年度を行うことを予定しています。

(2) 基本構想の対象と新しい学校の名称

基本構想の対象となる学校は、現北条小学校、現北条中学校の2校とします。

【基本構想の対象】

| 名称 | 所在地 | 敷地面積 |
|-----------|----------------|---------|
| 大東市立北条小学校 | 大東市北条6丁目11番1号 | 17,476㎡ |
| 大東市立北条中学校 | 大東市北条2丁目19番30号 | 18,546㎡ |

上記2校を統合し、(仮称)大東市立ほうじょう学園（以下「ほうじょう学園」とします）を開校します。(仮称)ほうじょう学園の名称については、地域の名称である「北条」と、実り豊かを意味する「豊穰」のダブルミーニングの意味をかけた、ひらがなで「ほうじょう」と表現しています。

なお、新しい学校の名称については、『大東市立小中学校設置条例』の改正までには、多くのご意見を頂きながら決定するものとします。

(3) 基本構想策定に係る検討経緯

北条中学校区（現北条小学校・現北条中学校）においては、平成29（2017）年度から令和元（2019）年度の3年間、本市教育委員会が策定した「小中一貫教育モデル校プロジェクト事業」にて取り組んできたことを活かし、めざす子ども像を「自らの将来の姿を描き、意欲をもって学び続ける子ども」と設定し、家庭・地域とともに子どもを育む特色ある9年間の学びを推進してきました。北条中学校区をスタートとし、現在では市内8中学校区すべてで小中一貫教育に取り組んでいます。

令和5（2023）年2月、総合教育会議にて、『義務教育学校等の設置に関する検討報告書（案）』を協議し、今後議論を進めるための叩き台を作成しました。

令和5（2023）年5月、「(仮称)ほうじょう学園の設置に関する基本構想策定方針」を決定し、義務教育学校等の設置に向けた3つの方針を整理しました。

令和5（2023）年6月からは、(仮称)大東市立ほうじょう学園の設置に関する検討委員会（以下「検討委員会」とします）を開催し、子どもたちの教育環境がより良いものとなることを前提に、様々な観点から理想の教育・地域との関わり・規模・配置の適正化について協議を行いました。

基本構想の策定に係る検討の経緯は次の通りです。

【基本構想策定に係る検討経緯】

| 年 | 月 | 主な会議 | 内容 |
|-------------|---------------|------------------|---|
| 令和5年 | 2月 | 総合教育会議 | 『義務教育学校等の設置に関する検討報告書(案)』について、本市長と本市教育委員会が協議 |
| | 5月 | 市長決裁 教育委員会定例会 | 「(仮称) ほうじょう学園の設置に関する基本構想策定方針」決定 |
| | 6月 | 第1回検討委員会(※) | 『義務教育学校等の設置に関する検討報告書(案)』概要説明、今後の進め方を協議 |
| | 8月 | 第2回検討委員会 | 新しい学校の在り方(学校種別、学年区分などの新しい教育課程、特色ある9年間の学び)を協議 |
| | | 教職員説明会 | 『義務教育学校等の設置に関する検討報告書(案)』概要説明と意見聴取 |
| | 9月 | 第3回検討委員会 | 新しい学校に求められる設備や機能(通学区域、北条公園の利用、学校施設の複合化、体育館とプール、学校給食)を協議 |
| | 11月 | 地域説明会(2回) | 『義務教育学校等の設置に関する検討報告書(案)』概要説明、経過報告 |
| | | 第4回検討委員会 | 地域説明会・保護者及び市民アンケートを報告、配置計画を協議 |
| | 12月 | 第5回検討委員会 | 「基本構想」素案の確認、学校運営協議会に報告 |
| | | 学校運営協議会 | 「基本構想」素案の確認、教育委員会に意見 |
| 教職員ワークショップ | | 新しい学校のあり方のイメージ共有 | |
| パブリックコメント実施 | | 「基本構想」素案の説明と意見聴取 | |
| 令和6年 | 1月 | 特別協議会(市議会) | 「基本構想」素案の説明と意見聴取 |
| | | 総合教育会議 | 「基本構想」素案の協議 |
| | | 経営会議 | 「基本構想」素案を案として内部決定 |
| | | 市長決裁 教育委員会定例会 | 「基本構想」案を執行機関として決定 |
| | 2月 ～ 3月 | 3月定例会(市議会) | 「基本構想」案の議決 |

※検討委員会は、現北条中学校区の学校運営協議会を母体とする専門部会として保護者(小・中)、地域住民、校長(小・中)、学識経験者、校区内の区長、北条認定こども園保護者の全17名の委員により構成し、教諭(小・中)がオピニオンメンバーとして参画する組織です。

2. 教育関連計画

学校教育関連計画について、国、本市の方針・施策等を整理・把握し、これを踏まえて基本構想を検討しました。(※)は上位計画を示します。

(1) 国における学校教育関連計画の整理

【関連計画の整理(国・文科省)】

| 関連計画 | 留意点 |
|--|--|
| 教育振興基本計画 令和5(2023)年 6月 (※) | 学制150年、『教育基本法』の理念・目的・目標の実現のための、社会や時代の変化への対応 <計画のコンセプト> ① 2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成 ② 日本社会に根差したウェルビーイングの向上 <5つの基本的な方針> 1. グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成 2. 誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進 3. 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進 4. 教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進 5. 計画の実効性確保のための基盤整備・対話 |

『教育振興基本計画』では、5つの基本的な方針の下、実効ある教育政策を進めていくために、政策の目標と具体的な施策が総合的かつ体系的に示されており、今後5年間の教育政策の目標と基本施策として16の目標が示されています。

その中で、「目標1 確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成」として、「学校段階間・学校種間及び学校と社会との連携・接続を図りつつ、各学校段階を通じて、知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力、人間性等の確かな学力の育成、幅広い知識と教養、専門的能力、職業実践力の育成を図る。その際、初等中等教育段階においては、同一年齢・同一内容の学習を前提とした教育の在り方に過度にとらわれず、多様な個々の状況に応じた学びの実現を目指す。」とあり、小中一貫教育によって進めることができます。

また、「目標13 経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保」においても、基本施策の1つとして、「学校の社会性育成機能の強化の必要性に加え、義務教育9年間を見通した取組の推進の観点からも、地域の実情も踏まえた義務教育学校制度の活用、小中一貫教育における教育課程特例の活用、小学校高学年における教科担任制の実施などによる小中一貫・連携教育の充実を図る。」とあり、学校段階間等での教育の連続性を通じた学びのあり方や小中一貫教育、義務教育学校の意義が述べられています。

この計画の中で教育政策に関する国内外の動向として『「令和の日本型学校教育」の構築を目指して』という中央教育審議会の答申を挙げています。

その中では、基本的な考え方として、「9年間を通した教育課程，指導体制，教師の養成等の在り方について一体的に検討を進める必要がある。」と述べられています。

また、教育課程の在り方においては、「学力の確実な定着等の資質・能力の育成に向けた方策」として、「小学校高学年への教科担任制の導入や、小学校と中学校や中学校と高等学校など学校段階間の連携の強化」と共に、「発達の段階にかかわらず、児童生徒の実態を適切に捉え、その可能性を伸ばすことができるよう環境を整えていくことも重要である。」とされ、これまでの考え方に捉われない柔軟な教育課程の在り方が求められています。

さらに、義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方において、「小学校高学年からの教科担任制の導入」が言及されており、「義務教育の目的・目標を踏まえ，育成を目指す資質・能力を確実に育むためには，各教科等の系統性を踏まえ，学年間・学校間の接続を円滑なものとし，義務教育9年間を見通した教育課程を支える指導体制の構築が必要である。」とされています。また、「児童生徒の発達の段階を踏まえれば，児童の心身が発達し一般的に抽象的な思考力が高まり，これに対応して各教科等の学習が高度化する小学校高学年では，日常の事象や身近な事柄に基礎を置いて学習を進める小学校における学習指導の特長を生かしながら，中学校以上のより抽象的で高度な学習を見通し，系統的な指導による中学校への円滑な接続を図ることが求められる。」として、小学校高学年からの教科担任制の導入について、より具体的な連携の在り方についても書かれています。

一方で、「小学校における教科担任制の導入は，教師の持ちコマ数の軽減や授業準備の効率化により，学校教育活動の充実や教師の負担軽減に資するものである。」とあり、学校における働き方改革にも通じるため、「小学校高学年からの教科担任制を本格的に導入する必要がある。」とされています。

その上で、「導入に当たっては、地域の実情に応じて多様な実践が行われている現状も考慮しつつ，専科指導の対象とすべき教科や学校規模（学級数）・地理的条件に着目した教育環境の違いを踏まえ，義務教育9年間を見通した効果的な指導体制の在り方を検討する必要があります。また，義務教育学校化や広域・複数校による小中一貫教育の導入を含めた小中学校の連携を促進する必要があります。」と、小中一貫教育、義務教育学校整備の有効性が示されています。

新時代の支援教育の在り方についても、障害のある児童生徒の様々な学びの場における学びの連続性を高めるため、様々な児童生徒に対する各教科等の在り方について検討を進めるとともに、各教科等の授業改善に向けた積極的な取組みが求められています。

また、『小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引』に具体的な方策が示されていることも踏まえ、小中一貫教育の充実に当たってまいります。

| 関連計画 | 留意点 |
|---|---|
| <p>「令和の日本型学校教育」の構築を目指して 令和3(2021)年 1月</p> | <p>文部科学大臣からの「新しい時代の初等中等教育の在り方について」に対する中央教育審議会の答申 副題の「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」として、新しい時代を見据えた学校教育の姿を提示</p> |
| <p>小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引 平成28(2016)年 12月</p> | <p>小中一貫教育の核となる教育課程や指導計画の作成・実施を中心に捉えた工夫の例や留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・9年間を見通した学校教育目標の設定 ・系統性・連続性を強化したカリキュラムの編成・実施 ・学年段階の区切りの柔軟な設定 ・相互乗り入れ指導 ・小学校高学年の教科担任制導入……………など |



1人1台端末を文房具として活用し多様な学びが展開されていく姿の例



教室空間と隣接する多目的スペースとの連続性・一体性を確保し多様な学習活動へ対応していく姿の例

文科省「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」より抜粋

(2) 本市における学校教育関連計画の整理

【関連計画の整理(大東市)】

| 関連計画 | 留意点 |
|--|--|
| 第5次 大東市総合計画 令和3(2021)年 3月 (※) | まちづくりの理念 <u>「あふれる笑顔 幸せのまち大東づくり」</u> まちの幸せは、一人ひとりの幸せ 一人ひとりの幸せは、まちの幸せと捉え、 持続可能なまちをめざす。 |
| 第2期 大東市まち・ ひと・しごと 創生総合戦略 令和3(2021)年 3月 (※) | 重点分野の取組みとして挙げられた6つの取組み 1. 危機管理の徹底 2. エリアの価値を高める都市整備と都市空間の創出 3. 健康寿命の延伸 4. 確かな学力の向上と教育環境の充実 5. 出産や子育ての安心と魅力の創出 6. チャレンジする人と産業の後押し |

『第5次大東市総合計画』において、次のようにまちづくりの観点からも「特色ある教育」の重要性を挙げています。

- ・「(4) ①一人ひとりの幸せの実現」に当たって、例示の中に「これからの時代を力強く生きる力を育む「特色ある教育が受けられるまち」」があります。
- ・「(4) ②社会増（人口流入と定住の促進）と自然増（出産の希望の実現）」の中でも、「子どもの就学を機に転出するケースを防ぎ、逆にこのタイミングで大東が選ばれるための取組みを推進する。」とし、エリアイメージの中でも、北条エリアを「子育て世代を中心として人口流入・定住を図るエリア」としています。
- ・「(5) ①まちづくりの展開方針」の中でも、「大東を際立たせるためのポテンシャル」として「学力向上に対する恒常的な取組み」、「まちづくりの展開方針」として「学びの深化と多様化を図る魅力的な教育」としています。

その上で、『第2期大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略』の中で、「4. 確かな学力の向上と教育環境の充実」に「(3) 次代を見据えた、新しい教育の実施」「特色ある教育の創出と強化」として「小中一貫教育の全市展開」を挙げています。

| 関連計画 | 留意点 |
|--|---|
| 大東市教育大綱 改訂 令和3(2021)年 3月 (※) | <基本目標> <u>あふれる笑顔 幸せのまち大東 の未来を拓く 人づくり</u> <重点項目> 1. 学力の向上 2. 安全・安心な教育環境の推進 3. 開かれた魅力ある学校づくり 4. 徹底的家庭応援 |

『大東市教育大綱』では、重点項目「3. 開かれた魅力ある学校づくり」の中で、「中学校区としてめざす子ども像を描き、その実現に向け、9年間で学び、育てていく観点を持ち、これまでモデル校区で取り組んできた小中一貫教育を推進・発展させていきます。」として、「主な取組み① 小中一貫教育の推進と発展」を挙げています。

小中一貫教育を施設一体型とすることで、「主な取組み② 地域に関われ信頼される学校づくり」の側面でも、地域の力を集約でき、学校と地域との連携を深めることができます。

また、重点項目「1. 学力の向上」では「主な取組み④ 小学校からの英語教育の推進と中学校英語教育の充実」の側面でも、小中一貫教育とすることで中学校教員の関わりによって英語教育の推進と充実が図りやすく、豊かな思考力や表現力などを育む面でも期待できます。さらに、「主な取組み⑤ ICTを活用した教育の推進」の側面でも、学びの個別最適化と共に、「学びを継続する体制の構築を進めていきます」とあり、小中一貫教育によって充実させることができます。

また、小中一貫教育、義務教育学校の視点以外でも、重点項目「2. 安全・安心な教育環境の推進」では、「引き続き、子どもたちが安全で、安心して学ぶことができる教育環境づくりを進めていきます。」とし、「主な取組み③ 学校施設・設備等の安全性の構築」「老朽化が進んでいる学校施設・設備については、状況を把握し、施設の中長期的な維持管理等に係るコストの平準化を図りつつ、機能向上・機能回復を進めます。」として、学校の施設整備の在り方を示しています。

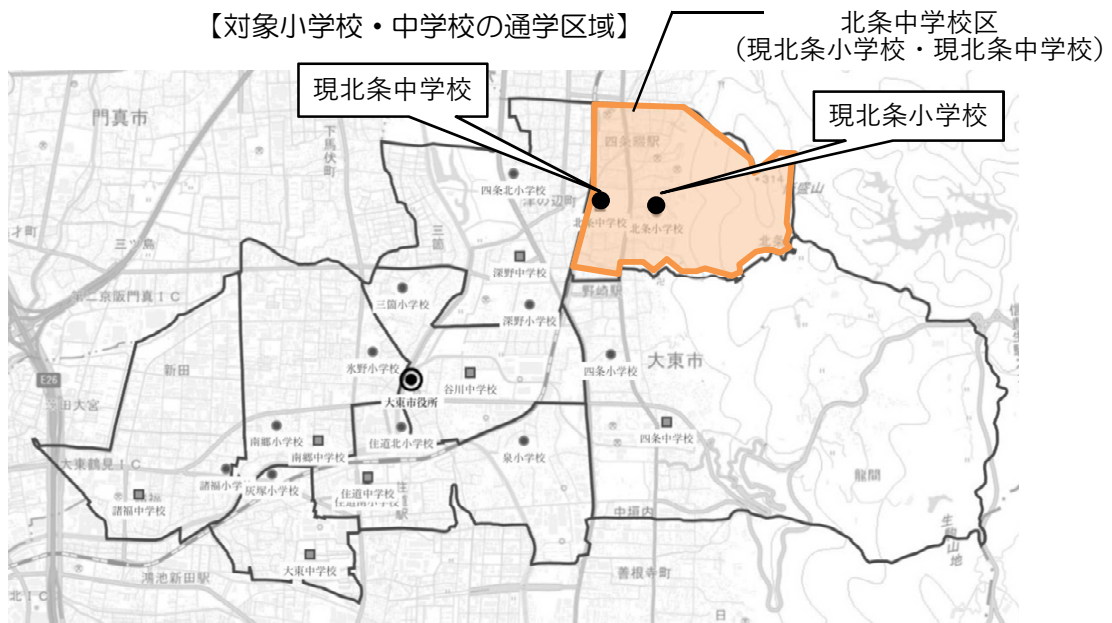
重点項目「4. 徹底的家庭応援」では、「すべての教育の出発点である家庭において、保護者が安心して子育て及び教育に取り組むことができ、さらには家庭における教育力の向上を図るため、学校や、地域人材など、地域の多様な主体が連携協力して、保護者が気軽に集える場所の提供や、親子の育ちを応援するための環境づくりを推進します。」として、学校・家庭・地域の連携について示しています。

3. 対象となる学校施設の現状と課題

(1) 通学区域

基本構想の対象となる北条中学校区（現北条小学校、現北条中学校）の位置は、下図の通りです。市内の8つの中学校区のうち、北東側に位置します。

北条、大字北条、学園町、錦町の4つの町で成り立っています。



「学区マップ(school.mapexpert.net)」より抜粋

(2) 計画敷地

現北条中学校は北条中学校区の中央に位置し、現北条小学校の児童が大きく環境を変えることなく通学することが可能となるため、現北条中学校敷地内に（仮称）ほうじょう学園を設置するものとします。

① 周辺状況

現北条中学校周辺は住宅地です。北側は都市計画公園である北条公園が隣接し、緑のある空間が広がります。西側は市道に接道し、通学路となっています。南側一部も市道に接道し、隣接地に住宅が立ち並びます。東側は田畑に隣接し、遠景に飯盛山が見えます。近くには、敷地西側JR学研都市線が通り、敷地南西側に地域福祉交流施設を含む複合施設・いいもりぷらざがあります。



Google map より抜粋

② 敷地条件

現北条中学校の敷地における法規制等の条件は以下の通りです。

【現北条中学校敷地条件】

| | |
|--------|--|
| 所在地 | 大東市北条2丁目19番30号 |
| 敷地面積 | 18,546㎡（うち運動場9,817㎡、里道132㎡） |
| 用途地域 | 第二種中高層住居専用地域 |
| 容積率 | 200% |
| 建ぺい率 | 60% |
| 道路斜線制限 | 1.25A（適用範囲20m） 西側：法42条第1項第1号市道（現北条中学校西側線） 南側：法42条第1項第1号市道（辻南野崎駅前線） |
| 隣地斜線制限 | 20m+1.25 |
| 北側斜線制限 | 10m+1.25 |
| 防火指定 | 法22条区域 |
| 日影規制 | 敷地境界線から5m超～10m以内：4時間 敷地境界線から10m超：2.5時間 ※既存建築物が上記条件を満たしていないため、過去の申請にて法56条の2第1項の規定による許可を取得 |
| 都市機能 | 東部大阪都市計画区域 |
| その他 | 埋蔵文化財包蔵地の周辺地 |

【都市計画図】



大東市都市計画図（令和4年3月29日現在）

③ 既存校舎の配置

現北条中学校の敷地出入口は、南側道路から入る正門と西側道路から入る裏門の2ヶ所です。校舎が敷地西側、屋外運動場（以下「グラウンド」とします）が敷地東側、屋内運動場（以下「体育館」とします）とプールは敷地南側に配置されています。

【現北条中学校 校舎配置図】



(3) 施設の老朽化

本市の小・中学校は、昭和40年代から50年代に集中整備されました。市内の小中学校の老朽化等の状況を把握し、施設の今後40年の維持管理等に係るコストの縮減・平準化を実現しつつ、小中学校に求められる機能の確保を図ることを目的として定められた『第2期大東市小中学校長寿命化計画』に基づき、市内全域の20校を対象に小・中学校の長寿命化改修工事を順次進めています。

| 関連計画 | 留意点 |
|---|--|
| 第2期 大東市小中学校 長寿命化計画 令和2(2020)年 3月 | 築40年以上経過した学校施設の長寿命化改修工事を行い、築20年、60年を目安とする大規模改造などの予防保全を行うことにより、構造躯体の耐用年数を踏まえつつ、築70～80年程度使用することとします。 |

現北条小学校、現北条中学校においては、まだ長寿命化改修工事が実施されておらず、近い将来必要であることを踏まえて考えていく必要があります。施設の概況については以下の通りです。

【現北条小学校学校施設概要】

| 棟名 | 構造 | 階層 | 延床面積 | 建築年 | 耐震診断 | 耐震改修 | 耐震工事の必要性 |
|------------------------------|----|----|----------------------|-----|------|------|----------|
| 11号棟（北校舎棟） | RC | 4 | 1,724 m ² | S47 | 実施済 | 実施済 | 不要 |
| 19号棟（倉庫） | S | 1 | 6 m ² | H5 | 未実施 | 未実施 | 不要 |
| 18号棟（倉庫） | S | 1 | 60 m ² | S54 | 未実施 | 未実施 | 不要 |
| 17号棟（体育館） | RC | 3 | 1,589 m ² | S48 | 実施済 | 実施済 | 不要 |
| 12号棟（北東校舎棟） | RC | 4 | 1,131 m ² | S47 | 実施済 | 実施済 | 不要 |
| 9・13・20号棟 （南校舎棟+渡り廊下+EV棟） | RC | 4 | 1,833 m ² | S47 | 実施済 | 実施済 | 不要 |
| 10号棟（北西校舎棟） | RC | 4 | 1,057 m ² | S47 | 実施済 | 実施済 | 不要 |
| 16号棟（プール附属棟） | S | 1 | 51 m ² | S48 | 未実施 | 未実施 | 不要 |

【現北条中学校学校施設概要】

| 棟名 | 構造 | 階層 | 延床面積 | 建築年 | 耐震診断 | 耐震改修 | 耐震工事の必要性 |
|----------------------|----|----|----------------------|-----|------|------|----------|
| 3号棟（ポンプ室） | RC | 1 | 53 m ² | S53 | 未実施 | 未実施 | 不要 |
| 1号棟（北東校舎棟） | RC | 4 | 2,746 m ² | S53 | 実施済 | 実施済 | 不要 |
| 11号棟（南西校舎棟） | RC | 4 | 357 m ² | S57 | 対象外 | 不要 | 不要 |
| 10号棟（南東校舎棟） | RC | 4 | 555 m ² | S55 | 実施済 | 不要 | 不要 |
| 9号棟（体育館） | RC | 2 | 1,020 m ² | S55 | 実施済 | 実施済 | 不要 |
| 5号棟（倉庫） | S | 1 | 126 m ² | S53 | 未実施 | 未実施 | 不要 |
| 6号棟（プール附属棟） | S | 1 | 90 m ² | S53 | 未実施 | 未実施 | 不要 |
| 8号棟（南校舎棟） | RC | 4 | 725 m ² | S55 | 実施済 | 実施済 | 不要 |
| 2・12号棟 （北校舎棟+EV棟） | RC | 4 | 1,211 m ² | S53 | 実施済 | 実施済 | 不要 |

大東市「公共施設白書施設カルテ」より抜粋

(4) 土砂災害計画区域の指定

現北条小学校は、『土砂災害防止法』に基づき、平成27(2015)年に大阪府より「土砂災害警戒区域」に、校舎の一部については「土砂災害特別警戒区域」に指定されました。

「土砂災害警戒区域」、「土砂災害特別警戒区域」の区域指定解除を実現するためには、区域指定の基準である「傾斜が30度以上、高さが5m以上」に該当する地形に対して、対策工事等により、地形改変を行い、区域指定の基準を下回る必要があります。しかし、対策工事には莫大な費用がかかることもあり、有効な財源活用の在り方も含めて、引き続き大阪府と協議を進めていく必要がある状況となっています。

【『土砂災害計画区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律』の指定】

| | |
|------------|-----------------|
| 所在地 | 北条6丁目 |
| 自然現象の種類 | 急傾斜地の崩壊 |
| 土砂災害警戒区域 | 指定日：平成27年10月28日 |
| 土砂災害特別警戒区域 | 指定日：平成27年10月28日 |

「土砂災害警戒区域」、「土砂災害特別警戒区域」に指定されている現北条小学校は、より早い安全策を講じる必要があります。

(5) 児童生徒数・学級数予測

本市の公立小・中学校の児童生徒数は、近年、少子高齢化の進行に伴って減少傾向が続いています。このことを踏まえ、今後の児童生徒数を、現在市内に住所を有する就学前児童を基として、確かな根拠を持って将来の児童生徒数の推移をシュミレーションでできる設定年度として、令和10(2028)年度における児童生徒数・学級数の予測を行いました。1学級、前期6年課程は35人、後期3年課程は40人を想定しています。

【令和10(2028)年度(仮称)ほうじょう学園の児童生徒数・学級数予測】

| | 9年 | 8年 | 7年 | 計 | 6年 | 5年 | 4年 | 3年 | 2年 | 1年 | 計 | 総計 |
|------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|-----------|-----------|
| 北条1丁目 | 15 | 15 | 5 | 35 | 17 | 7 | 14 | 16 | 13 | 14 | 81 | 116 |
| 北条2丁目 | 10 | 6 | 3 | 19 | 10 | 8 | 5 | 8 | 11 | 10 | 52 | 71 |
| 北条3丁目 | 3 | 6 | 8 | 17 | 11 | 6 | 8 | 6 | 4 | 8 | 43 | 60 |
| 北条4丁目 | 12 | 4 | 8 | 24 | 7 | 6 | 3 | 4 | 6 | 5 | 31 | 55 |
| 北条5丁目 | 10 | 3 | 6 | 19 | 7 | 5 | 6 | 7 | 3 | 4 | 32 | 51 |
| 北条6丁目 | 3 | 7 | 6 | 16 | 8 | 7 | 13 | 6 | 11 | 2 | 47 | 63 |
| 北条7丁目 | 7 | 4 | 3 | 14 | 6 | 6 | 2 | 5 | 3 | 2 | 24 | 38 |
| 錦町 | 1 | 4 | 2 | 7 | 4 | 5 | 5 | 5 | 6 | 10 | 35 | 42 |
| 学園町 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 |
| 大字北条 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 61 | 49 | 41 | 151 | 71 | 51 | 56 | 57 | 57 | 55 | 347 | 498 |
| (私学等進学者除く) | 52 | 42 | 35 | 129 | 68 | 49 | 54 | 55 | 55 | 53 | 334 | 463 |
| 学級数 | 2 | 2 | 1 | 5 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 12 | 17 |

※北条小学校区及び北条中学校区において、住民基本台帳に登録されている児童のデータを基に予測を行いました。

※試算方法としては、6年間における各年齢の市内転入数と市外転出数について「増減なし」と仮定し、一定の私学等進学者数を除いています。

令和10(2028)年度における児童生徒数・学級数は、令和4(2022)年度と比較して、現北条小学校については、児童数は48人増の334人、1学級増の12学級。現北条中学校については、生徒数は42人減の129人、1学級減の5学級になると見込んでいます。

4. これまでの小中一貫教育への取組み

北条中学校区では「ふれ愛教育協議会」（北条中学校区地域教育協議会）に保幼学校連携部会、地域家庭教育部会という2部会を設けて、意見交流や研修を行うなど、長年にわたって小・中学校と地域や家庭、保育園、幼稚園、高校が協働し、子どもたちの0歳から18歳の育ちをともに担うことを大切にする取組みを行ってきました。

平成24（2012）年に、現北条小学校と北条西小学校が統合され、現北条小学校と現北条中学校からなる「1小1中」の校区となり、同年から小中連携教育推進事業の取組みとして、小学校6年生が中学校1年生へスムーズに移行できることを目的とした「アクセスプラン」（小学6年生の中学校登校）を開始しました。

平成28（2016）年度には、3年間の文科省指定「人権教育総合推進地域事業」の研究委託を受け、人権教育の研究・実践を推進しました。

平成29（2017）年度より3年間、小・中学校が目標を共有し、地域や関係教育機関と連携して子どもたちを育くむ「小中一貫教育モデル校プロジェクト事業」に取り組みました。「自らの将来の姿を描き、意欲をもって学び続ける子どもの育成をめざして～見つめる・つながる・北条っ子～」を9年間でめざす子ども像として掲げ、「アクセスプラン」の継続、小中9年間の一貫した人権教育カリキュラムの本格化、小中教科別交流会、教職員の教科別カリキュラム作成や集団づくりパネルディスカッション研修等、小・中・地域が連携して取り組みました。

「小中一貫教育モデル校プロジェクト事業」で挙げた 小中一貫教育「5つの視点」

- 視点1 「めざす子ども像」の設定
- 視点2 カリキュラム編成と指導形態の工夫・改善
- 視点3 教育活動の連続性の確保と「中1ギャップ」の解消
- 視点4 教職員間の連携・協働
- 視点5 家庭・地域との連携・協力



子どもたちの現状と課題を共有し、小中一貫して取組みを進めたことで、教職員同士で取組みの相互理解が深まり、方向性を共有したことでこれからの取組みの素地がつけられました。また、子どもたちの「安心感」に好影響があり、生き方のモデルとなるような当事者との出会いや子どもたち同士の意見交流の中から、「自分の将来の姿を描き、意欲をもって学び続ける」姿も現れています。

第2章 (仮称) ほうじょう学園の学校の姿

1. (仮称) ほうじょう学園全体構想

北条は、条里制からその地名が由来し、四条畷の戦いの古戦場跡としても名高く、戦国時代には、初の天下人とされる三好長慶が、畿内を治めた飯盛城の麓、いわば当時の首都であった地域です。

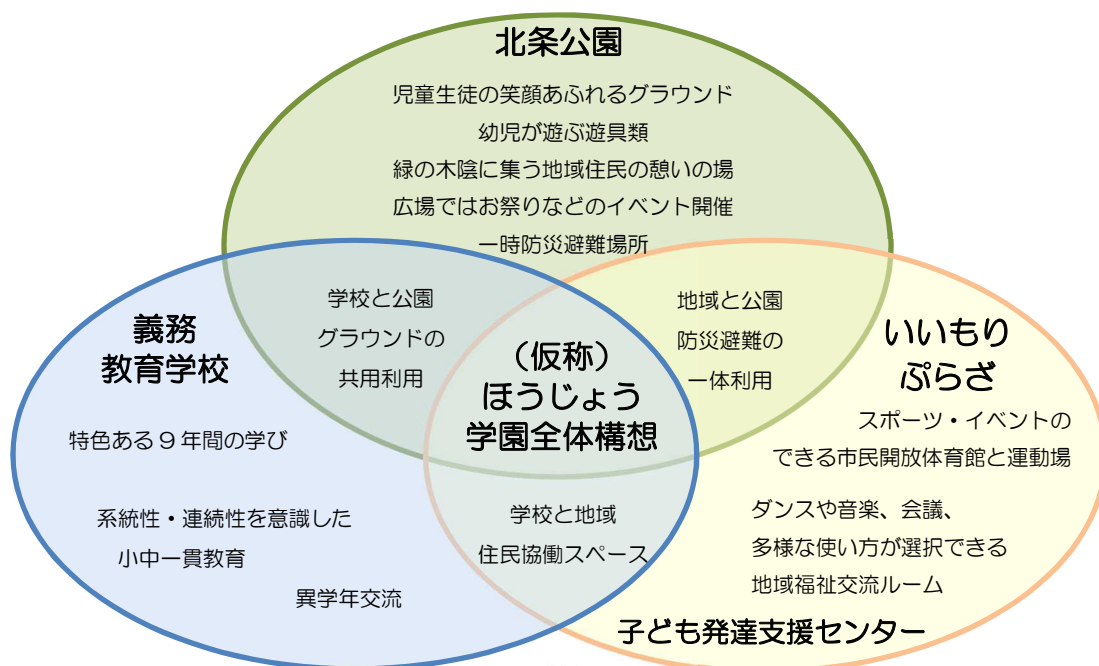
伝統行事が根付き、地域アイデンティティを象徴するだんじりは日本最大級を誇るなど、北条が大坂近郊の豊かな農村から、人の温かみを感じる住宅地へと発展してきた歴史は、人の繋がりを大切にするコミュニティが営々と育まれてきた証でもあります。

最近では、行政と民間と地域が一体的となって展開する「MORINEKI プロジェクト」が全国的に注目されるなど、北条には時代の変化に応じて、新しいことへの挑戦に寛容な土壌が備わっています。

こうした背景の中、北条における教育分野での新たな挑戦として、学校が地域の拠点となり、地域全体が学習環境となるよう、既に北条地域にある地域資源を活かし、学校に隣接する都市公園の「北条公園」、公の施設「いいもりぷらざ」・「子ども発達支援センター」、そして新設する義務教育学校を併せて、「(仮称) ほうじょう学園全体構想」としてリノベーションすることを提唱します。

その想いは、北条をステージとした全世代市民のアクティビティを応援し、すべての子どもたちの可能性を引き出す学びのため、このエリアを地域丸ごとで支える子ども達の育ちの場として、個性や創造性を伸ばし、大東の未来を主体的に担っていく人づくりへと繋げていきます。

【「(仮称) ほうじょう学園全体構想」の設置概念図】



2. (仮称) ほうじょう学園の教育について

(1) 学校種別の整理

国が制度化する、同一設置者による小中一貫教育の制度は大きく2つあります。「義務教育学校」と小中一貫型の「併設型小・中学校」です。

【義務教育学校と併設型小・中学校の比較】

| | | 義務教育学校 | 中学校併設型小学校 小学校併設型中学校 |
|---------|------------------|---|---|
| 修行年限 | | 9年 (前期課程6年＋後期課程3年) | 小学校6年、中学校3年 |
| 組織・運営 | | 一人の校長、一つの教職員組織 | それぞれの学校に校長、教職員組織 小学校と中学校における教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整えることが条件 |
| 免許 | | 原則小学校・中学校の 両免許状を併有 当分の間は、小学校又は中学校の教諭の免許状を有する者は、それぞれ前期課程又は後期課程の指導が可能 | 所属する学校の免許状を保有していること |
| 教育課程 | | 9年間の教育目標の設定 9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成 | |
| 教育課程の特例 | 一貫教育に必要な独自の教科の設定 | ○ | ○ |
| | 指導内容の入替え・移行 | ○ | ○ |
| 施設形態 | | 施設一体型・施設隣接型・施設分離型 | |
| 設置基準 | | 前期課程は小学校 後期課程は中学校 設置基準を準用 | 小学校には小学校 中学校には中学校 設置基準を適用 |
| 標準規模 | | 18学級以上 27学級以下 | 小学校、中学校それぞれ 12学級以上 18学級以下 |
| 通学距離 | | おおむね6km以内 | 小学校はおおむね4km以内 中学校はおおむね6km以内 |
| 根拠法令 | | 『学校教育法』第49条の2 | 『学校教育法施行規則』第79条の9 |

文科省「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引」より編集

児童生徒の「学び」と「育ち」の系統性・連続性を意識した指導を行うには、学校全体の指導体制を整えること、めざす子ども像を共有すること、指導内容や方法をつなぐことが重要となります。教育課程上の特例が設置者の判断で実施可能であるため、義務教育学校として、一人の校長、一つの教職員組織で、9年間の学校教育目標を設定することができます。

また、一貫教育の軸となる新教科等の創設や学年段階間・学校段階間での指導内容の入れ替えなどの工夫も柔軟に行うことができます。

これらのことから(仮称) ほうじょう学園は、9年間の連続した学びの中で、小学校と中学校が共に義務教育学校の一貫を形成する学校として、学習指導や生徒指導において互いに協力し、責任を共有して目的を達成する「義務教育学校」として創設します。

(2) (仮称) ほうじょう学園での学び

① 系統性・連続性を意識した小中一貫教育

小中一貫教育の強みを活かし、子どもたちの9年間の「学び」と「育ち」をつなぐため、教員間で児童生徒の情報を共有し、児童生徒の個性に応じたきめ細やかで丁寧な授業・生活の指導を行います。

通常の小学校と中学校では、各学年の1年間で学ぶべき内容・時間数が『学習指導要領』などによって定められています。これは全国において、同じ内容・同じ基準での「学びを保証」するためです。

義務教育学校は9年間を一つの「学びの場」と考えるため、指導内容や基準を変えることはできませんが、子どもたちの実態や理解の程度、9年間の指導内容の系統性を考えて、指導する時期(学年)や指導時数を柔軟に考えることを可能とする「特例」が認められています。教科内や教科間の学習内容の関連性を意識して指導順序や指導内容を考えたり、児童生徒にとって理解が難しく、つまずきやすい内容は、定められた学年以外でも繰り返し指導したり、関連性の高い内容については前の学年で時間を割いて重点的に丁寧な指導をするなどの工夫を凝らします。

② 「6-3」制以外にも柔軟にできる学年段階の区切り

(仮称) ほうじょう学園では、「6-3」制、「4-3-2」制など、どの学年段階の区切りにも対応できる方向で施設整備を行います。

現在の学校制度では、学年段階の大きな区切りは小学校と中学校の「6-3」制になります。しかし、義務教育学校では「6-3」制の大きな枠組みを維持しつつも、児童生徒の様々な成長に適切に対応する等の観点から、「4-3-2」制や「5-4」制など様々な区切りが考えられます。9年間の中で独自の大きな区切りを設けて子どもたちの発達段階に応じて、効果的な教育課程を組み児童生徒の指導を行えるようにします。

学年段階の区切りを柔軟に設定することで、小学校高学年における一部教科担任制(専科、担任間の授業交換、チーム・ティーチング等)の導入、小学校高学年からの部活動への参加、小・中学校相互の乗り入れ指導などの取組みなどを行うことができます。また、相互に教科書を活用することが可能となります。

平成 29 (2017) 年 3 月の資料では、義務教育学校の中で学年段階の区切りを「4-3-2」制としている学校が 57%と半数以上で最も多く、「6-3」制が 18%となっています。

「4-3-2」制の場合、1st・2nd・3rdのステージを組むことにより、それぞれのステージの最上学年（9 年生、7 年生、4 年生）がリーダーになれる機会を作ることができます。また、運動会などの学校全体の行事では、学校全体の最上学年である 3rd（9 年生・8 年生）でなく、2nd（7 年生・6 年生・5 年生）が主体で運営し、3rd（9 年生・8 年生）がそれを見守る形で、それぞれの発達段階でのリーダーシップを発揮する機会を設けます。

また、教職員もそれぞれのステージのグループをつくり、グループごとの交流を図ることで、経験の少ない担任が受け持つ学年も先輩教員からのアドバイスをもらえる機会をつくれます。

【「4-3-2」制のステージ区分】

9 年間を見据えた系統的で一貫性のある学習指導・生徒指導

| ステージ | 1 st | | | | 2 nd | | | 3 rd | |
|------|--|---|---|---|--------------------------|---|---------------------|-----------------|---|
| 学年 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
| 教育課程 | 小学校の学習指導要領を準用「前期課程」 | | | | | | 中学校の学習指導要領を準用「後期課程」 | | |
| 指導計画 | 学級担任制（一部専科指導） （話し方・聴き方等を含む学習規律を育む集団指導の充実） | | | | 教科担任制 （少人数指導・専科指導の充実） | | | | |

学年段階の区切りを柔軟に設定する際には、通常の小学校と中学校で行われていることに代わる新たな取り組みも必要となります。

- ・ 通常の小学校卒業式と中学校入学式に代わるものとして、前期課程の修了式と後期課程の進級式を設け、1 つの区切りを超えた、成長したと実感できる機会が減らないようにします。
- ・ 小学生の 45 分授業と中学生の 50 分授業のチャイムの取り扱い方については、休憩時間を調整し、授業開始時間を小・中間で合わせ、授業終了時はノーチャイムとします。

③ 特色ある9年間の学び

義務教育学校では、小・中学校を一貫とした新教科の設立が可能で、現教育課程においても子どもの学びに合った弾力的な学びが実現できます。

全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させる新しい教育課程を取り入れ、児童生徒の得意を伸ばす授業ができるよう、9年間を見据えた、系統的で一貫性のある教育を推進します。

これまでも北条中学校区で取り組んできた小中一貫教育を基盤に、特色ある9年間の学びとして、様々な学校行事などを通じて行う異年齢交流、系統的な人権教育、地域学習に関する取組み、情報活用能力の育成に関する取組みを行います。

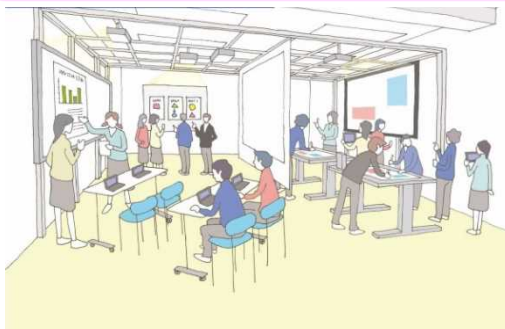
自らの生き方を構築していくうえでの資質・能力をより一層確実に育み、子どもたちの基礎学力を保障してその才能を十分に伸ばし、学校教育の質を高めます。下記事項は特色ある9年間の学びに関する方向性を示すものであり、今後、継続的に議論を進めます。

(仮称) ほうじょう学園では、非認知能力やコミュニケーション能力を育成する独自の教育課程を導入し、「総合的な学習の時間」と「社会」・「理科」を用いた新課程「(仮称) ほうじょう未来科」の創設することで、探究学習を推進します。

具体的には下記のような取組み事例が考えられます。

- ・人権学習を基盤とした地域に根差した取組みや、職業体験・集団作りを通して、自らの生き方を構築していくうえでの資質と能力を総合的に育成
- ・現北条小学校6年生で取り組んでいる太鼓演奏などの伝統行事の継承
- ・(仮称) マイタイムとして読者や運動等、児童生徒の自立性を育む時間や、(仮称) マイプロジェクトとして、一日を振り返り、児童生徒の客観的な認知能力を鍛えるといった、柔軟な時間の使い方による独自性のあるカリキュラムの設定

こうした取組みにより、(仮称) ほうじょう学園では児童生徒の特性や関心の奥底にある、より強い意欲・やる気を引き出すようなカリキュラムを創造していきます。



単一的な機能・特定の教科等に捉われず、横断的な学び、多目的な学びに対応できるよう、創造的な空間に転換していく姿の例



学校施設全体を学びの場として捉え、階段状の空間を、ステージやプロジェクタ等を備えた発表・表現の場としていく姿の例

文科省「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」より抜粋

④ 中1ギャップの緩和・解消

義務教育学校として開校することにより、子どもたちが小学校から中学校への進学に際し、新しい環境での学習や生活に不適應を起こす、中1ギャップの緩和・解消に取り組みます。中1ギャップは、法令や『学習指導要領』に規定されている事柄に加え、「6-3」制の義務教育制度が導入されて以降の長い時間の中で、いわば学校の文化として積み上げられてきた、小学校と中学校の大きな違いが存在しているとの指摘がなされています。主なものとしては、以下のようなものがあります。

- i) 指導体制の違い 小学校：学級担任制 / 中学校：教科担任制
- ii) 指導方法の違い 小学校：日常生活に根差した比較的きめ細かい指導
中学校：比較的抽象度の高い内容を含めた指導
- iii) 家庭学習の違い 小学校：宿題の教科間の調整がなされやすい
中学校：宿題の教科間での調整がなされないことが多い
部活動その他の時間に追われる
進路選択を念頭に置いたストレスが高まる
- iv) 評価方法の違い 小学校：定期試験は実施されない
中学校：定期試験が実施され（現北条中学校では主として単元テストを実施）、計画的な学習が必要となる
- v) 生徒指導の手法の違い
中学校では思春期を迎える生徒を指導することもあり、小学校より規則に基づいたより厳しい生徒指導がなされる傾向
- vi) 部活動の有無 中学校から部活が始まり、放課後や休日の活動も増える
先輩・後輩の上下関係が人間関係に占める割合が高まる傾向

文科省「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引」より編集

義務教育学校では、こうした事象への対応を目的に、「系統性・連続性を意識した小中一貫教育」「「6-3」制以外にも柔軟にできる学年段階の区切り」「特色ある9年間の学び」を行い、中1ギャップの緩和・解消していくことが可能となります。

⑤ 異学年交流による精神的な発達

9学年の児童生徒と一緒に学校行事や授業、集団活動などを通じて異学年交流を行い、多様な価値観に触れ、お互いを理解・尊重し合うことにより、社会での共生や協力につながる価値観を育む機会を創出します。

一般的に中学生になると、思春期・第二次反抗期に当たり、不登校やいじめ、暴力事件などの問題が増えやすくなる可能性もあり、中学生の生徒の行動や振る舞いが小学生の児童の発達に悪影響を及ぼさないよう、発達段階の差を考慮した学校側の教育上の配慮が必要ですが、異学年交流を行った場合の成果として、以下のようなことが挙げられています。

- i) 友達や下級生に優しくできる児童生徒が増えた
- ii) 相手の気持ちをよく考えて付き合おうとする児童生徒が増えた
- iii) 中学校の生徒の責任感や自己肯定感が高まり、学校全体が落ち着いた

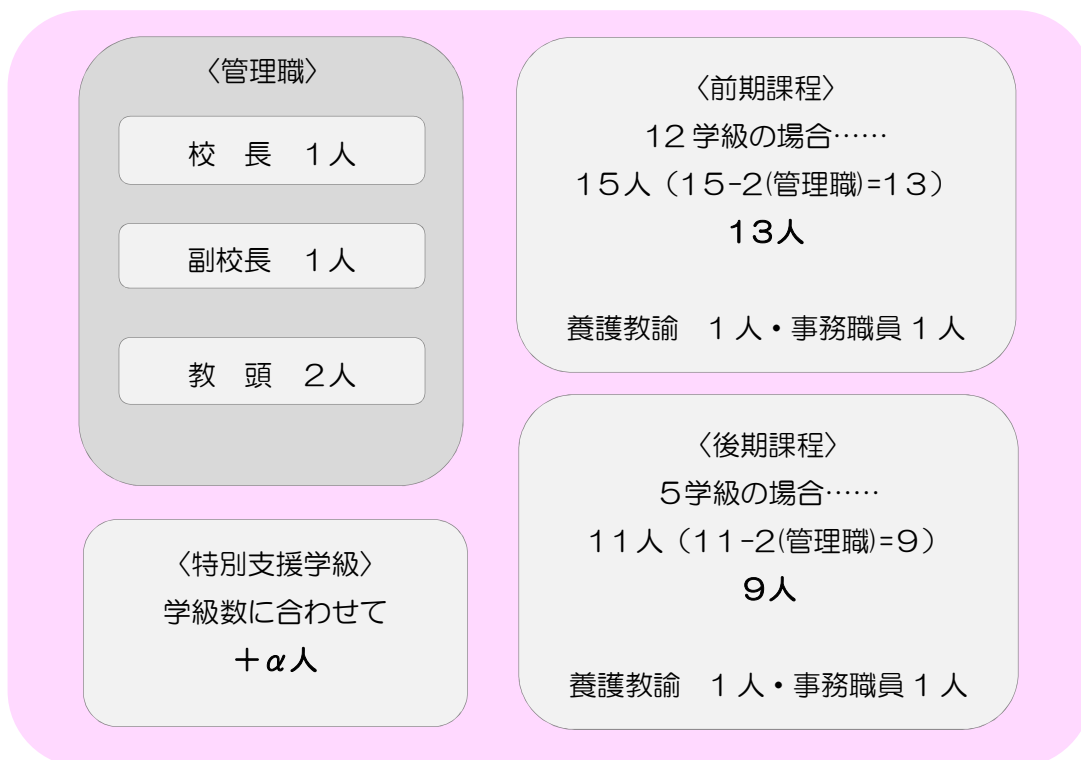
文科省「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引」より抜粋

また、子どもたちが、上級生から下級生に対する思いやりの心、上級生・下級生の規範意識、下級生から上級生に対する憧れの気持ちなどを得ることができるようになると言われています。

(3) 教職員体制

令和 10 (2028) 年度の学級(クラス)数は、現北条小学校が 12 学級、現北条中学校が 5 学級と想定されています。大阪府教育委員会が策定した「令和 4 年度公立小・中・義務教育学校教職員定数の配分方針について」別表から換算すると、令和 10 (2028) 年度の(仮称)ほうじょう学園の公立公務員等の配分方針は、前期課程 15 名、後期課程 11 名、計 26 名(特別支援学級を除く)となります。特別支援学級の数によって、公立公務員等の数は 26 名より増加します。そのうち、管理職は校長 1 名、副校長 1 名、教頭 2 名になります。養護教諭、事務職員は前期課程、後期課程にそれぞれ 1 名ずつ配置され、同施設に 2 名ずつ配置されることとなります。

【(仮称) ほうじょう学園 職員定数 (令和 10 (2028) 年度想定)】



3. (仮称) ほうじょう学園の施設・機能について

(1) 施設形態

義務教育学校の施設形態は次の3種類に分類されます。

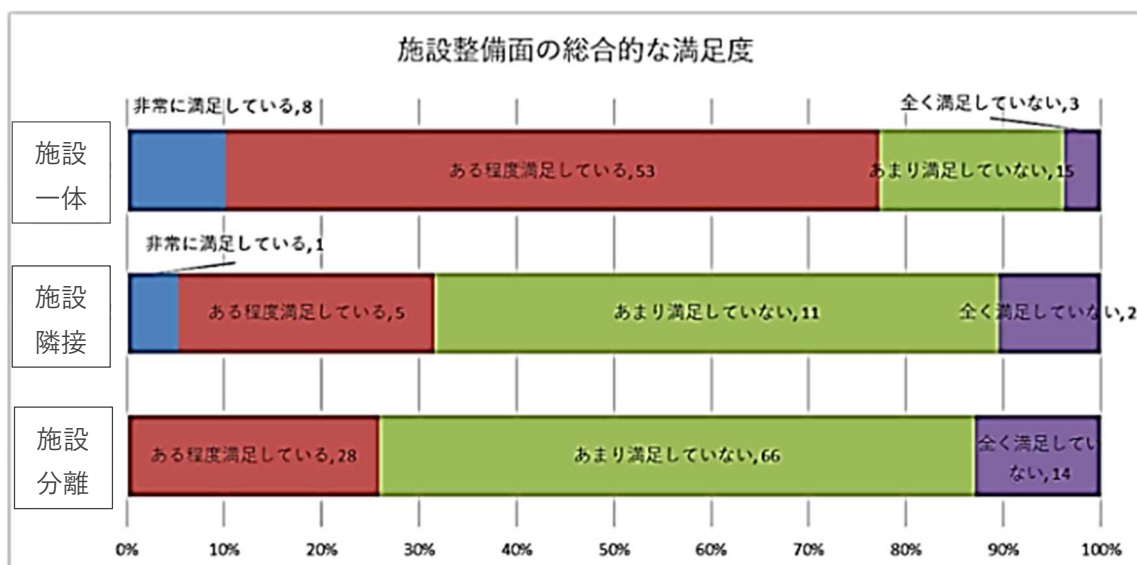
【施設形態の特徴】

| 施設形態 | 特徴 |
|-------|--|
| 施設一体型 | 小学校と中学校の校舎の全部又は一部を一体的に設置します。 (小学校と中学校の校舎が渡り廊下などでつながっているものも含まれます) より充実した学びが得られる利点があります。 |
| 施設隣接型 | 小学校と中学校の校舎を同一敷地又は隣接する敷地に別々に設置します。 |
| 施設分離型 | 小学校と中学校の校舎を隣接していない異なる敷地に別々に設置します。 |

安全・安心を一番としつつ、施設が一体であることによる移動面でのメリット、小・中学校教職員の情報共有のしやすさ、小・中学校を一体的にマネジメントできる教職員の組織体制などを活かして、効果的に行うため、(仮称) ほうじょう学園は「施設一体型」として開校します。

平成30(2018)年の「義務教育学校等の施設計画の推進に関する調査研究報告書」によると、施設面の総合的な満足度は、一体型が最も高く、隣接型、分離型の順に低くなります。

【先進事例によるアンケート結果】



【施設形態別 施設面の総合的な満足度】

国立教育政策研究所 文教施設研究センター
「義務教育学校等の施設計画の推進に関する調査研究報告書 平成30年8月」より抜粋

(2) 機能・諸室、規模の設定

① 必要施設・施設面積

(仮称)ほうじょう学園の必要施設・施設面積の想定は以下の通りです。

【想定規模】

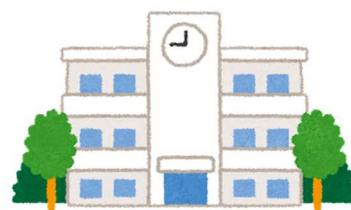
| | |
|-----------|--|
| 敷地面積 | |
| 現北条中学校の敷地 | 18,546 m ² (※うちグラウンドは9,817 m ²) |
| 北条公園の共用部分 | 5,200 m ² |
| | 合計 23,746 m ² |
| 延床面積 | (仮) 約 13,600 m ² |
| 階数 | 地上 4 階 |

【延床面積想定 (m²)】

| | |
|------------------|-----------------------------|
| 現北条中学校 校舎 | 5,776 m ² |
| 現北条中学校 体育館 | 1,020 m ² |
| 増築 校舎 | 約 5,000 m ² |
| 増築 小体育館 | 851 m ² |
| 給食調理施設 | 約 350 m ² |
| 放課後児童クラブ | 約 250 m ² |
| その他 (渡り廊下、複合施設等) | 約 350 m ² |
| 計 | (仮) 約 13,600 m ² |

② 校舎

校舎は前期課程、後期課程を一体型とし、児童生徒や教職員が、学年を超えて交流や連携が図れる空間を考慮するなど、義務教育学校としての特性を発揮できる施設とします。そのため、現北条中学校校舎 (5,776 m²) は長寿命化



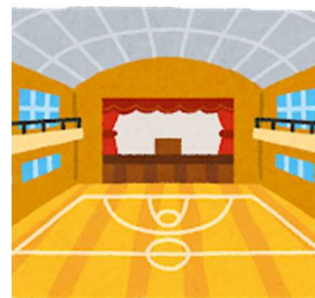
改修工事を行い、新たに校舎 (約 5,000 m²) を増築します。増築部分の床面積は現北条小学校施設 (6,545 m²) と比較すると約 1,500 m²減少することになりますが、中学校の余裕面積等について共同利用化、効率的に利用することで対応することができます。

一方、設置すべき学校規模の基準として、法律などによると北条小学校の必要面積は 4,889 m²、北条中学校の必要面積は 3,517 m²であり、合算すると 8,406 m²になります。増築校舎が 5,000 m²であれば、現北条中学校校舎が 5,776 m²であるため、合算すると 10,776 m²となり、必要面積を満たします。

校舎の施設計画の中で、前期課程、後期課程の教職員の連携を図るため職員室や保健室等の一体化が必要です。また、新しい教育に対応できるよう、基本構想に対応する諸室の必要面積、配置について、今後具体的に検討します。

③ 体育館

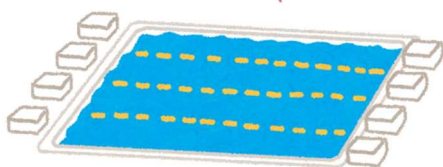
現北条中学校の体育館は昭和 54（1979）年に建設され、築 44 年が経過しています。災害時の避難施設としての利用も想定されたため、令和 4（2022）年に空調設備工事を行っています。さらに、今後も利用を継続するため、長寿命化改修工事を行います。



また、義務教育学校となることで、現北条中学校の生徒に加えて、現北条小学校の児童が増えることとなります。先に挙げた設置すべき学校規模の基準として、法律などによると義務教育学校の体育館は前期課程と後期課程を合計した面積が必要になるため、現北条中学校の体育館だけでは必要面積を満たさず、小体育館が必要です。

(仮称) ほうじょう学園においては、現北条中学校の体育館（1,020 m²）は長寿命化改修工事を行い、また、新たに加えて小体育館（851 m²程度）を新設します。2つの体育館を有することで、バスケットコートの広さや、ゴールの高さなど、9年間の学び中で異なる体格に応じた利用ができます。

④ プール



現北条中学校のプールは昭和 53（1978）年に設置され、築 45 年が経過しており、老朽化が進んでいます。既存プールを継続して使用する場合は大規模な改修工事が必要となり、その後もプールろ過機の交換が定期的に必要ななど、プールを維持管理するためのコストは多大了。

現在のプールは屋外型であるため、夏期に利用が限定されています。ただし、地球規模での気候変動の影響で、気温が高くなり過ぎるためにプールを利用できない日も多くあり、実際に利用できる時間が少なくなっています。さらに、プールの利用を開始する際の溜まったごみの清掃や、プール指導の際の安全管理のための増員も教員の負担になっています。

全天候型の民間プールを活用することで、施設の維持管理コストの削減や教員の負担低減を図ることができるとともに、利用時期や天候に左右されない教育（水泳授業）が可能となります。一方、学校から民間施設までの移動が必要なため、バスでの移動を前提に水泳授業を2時間授業にまとめるなどの工夫も必要になります。水泳授業に特化したコーチを配置できることや、事故を防ぐための監視の人員が増やせること、屋外プールのようにゴミが投げ込まれる危険性がないことなど、子どもたちの安全面で有利です。体育の授業としての評価は同行する教員によって行われます。

カリキュラムの組み易さ等からも、プール授業は民間の全天候型のプールを活用すべく、民間委託を進めます。

⑤ 給食調理施設

本市の小学校の給食は自校調理方式、中学校の給食はランチボックス方式で統一されています。ランチボックス方式は、委託業者が調理した給食を、各校の配膳室で再加熱して個別の弁当箱で提供しています。



(仮称) ほうじょう学園では、小中一貫した食育を実現するため、給食調理室を校内に設け、自校調理方式による全児童生徒への給食を実施します。 現北条中学校に給食調理室がないため、新たに給食調理室を整備し、中学校分の調理機能を追加します。なお、体格差を考慮し、後期課程の生徒には増量や一品を追加するなどの対応をします。

⑥ 防災倉庫



学校施設は地域の防災拠点としての役割も重要で、現北条中学校も指定避難所となっています。

令和4(2022)年、現北条中学校の体育館に空調設備が設置され、現北条中学校グラウンドには、令和3(2021)年に54㎡の防災倉庫が設置されました。

本市の小中学校は防災倉庫の設置を順に進めており、(仮称) ほうじょう学園の整備にあたっては、不足する機能について補っていく必要があります。

⑦ 放課後児童クラブ

本市の小学校は学校敷地内に放課後児童クラブを開設しています。昼間、就労などのため保護者がいない6年生までの児童に生活の場を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的に実施しています。(仮称) ほうじょう学園も前期課程の児童を対象に、敷地内に放課後児童クラブを開設します。



(3) 複合施設等の検討

小・中学校は地域との関係が密接で、自治会・PTA・入学前児童の保護者・卒業生の方々の、日常時、放課後、休日、イベント時など、あらゆる場面での関わりが想定されます。

『教育基本法』に基づく『教育振興基本計画』において、学びの場である学校を中心に地域コミュニティの拠点の形成を推進する観点から、学校施設の複合化や余裕教室の活用を促進することとされ、まちづくりや地域防災に関する政策等と連携して展開していくことが求められています。

学校と地域の関わりにあたって、施設の共用には「学校開放」と「学校施設の複合化」の2つがあります。

「学校開放」

学校教育に支障を及ぼさない範囲で、学校施設を社会教育・スポーツその他公共のために活用することです。具体的には屋内運動場や校庭、特別教室・学校図書館等を、放課後や休日などの学校教育では使用しない時間帯に地域住民等に無償又は有償で貸し出します。

「学校施設の複合化」

学校施設と他の公共施設等を相互に機能的連携を保ちつつ、同一建物内又は同一敷地内に平面的又は立体的に共存・融合させることです。具体的には集会所、公民館、地域図書館や子ども園等を学校に併せて設置し、地域住民等と共に学校が利用します。

「学校開放」が、学校施設を活用する中で、学校と地域の関わりのかきかけとなる一方、「学校施設の複合化」は各公共施設を単独で整備する場合よりも高機能で多機能なものとなったり、児童生徒を含めた地域住民同士の交流の機会を創出したりするものとなり得ます。また、児童生徒の多様な学習形態や体験活動を可能にし、学校生活を通して課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習を深く豊かにすることを促す施設環境づくりの一つの手法としても期待されます。また、地域コミュニティの強化に資するものにもなり得ます。

【複合化による学校・地域のメリット】

学校にとって：

施設機能の共有化による学習環境の高機能化・多機能化を図ることができます。大学生など専門性のある人材、地域住民との連携による学習支援や見守り活動など学校運営への支援が期待できます。

地域にとって：

児童生徒と施設利用者との交流や、地域における生涯学習やコミュニティの拠点の形成が期待できます。

(仮称) ほうじょう学園においては、住民協働スペースなど「学校施設の複合化」によって学校・地域双方の魅力を高めることに取り組みます。

地域の活性化、地域の力による学校の魅力向上、児童生徒の学びの多様化を期待し、それぞれの状況を踏まえ、丁寧に組み立てることで双方にメリットを生み、相乗効果も期待できる複合施設の設置を行います。また、複合化するにあたり、地域開放時の防犯やセキュリティなどに配慮し、管理区分を明確に設定し、配置を検討します。

(4) 北条公園との共用

(仮称) ほうじょう学園は義務教育学校となることで、現北条中学校の生徒に加えて、現北条小学校の児童が増えることとなります。また、令和4年に改訂された『小学校施設整備指針』（文科省）によると、義務教育学校のグラウンドは、安心して運動や遊びができるよう、低学年児童専用のグラウンドを計画することが重要とあります。小・中学生が安心・安全にグラウンドを利用できるように、現北条中学校敷地内のグラウンドとは別に、北側に隣接する「北条公園」の一部を都市公園としての機能を継続しながら学校施設として共有し、主に低学年用のグラウンドとして活用します。

【文科省『小学校施設整備指針』令和4（2022）年6月より抜粋】

施設一体型の義務教育学校等においては、授業のほか、放課後などに低学年児童が安心して運動や遊びができるように、低学年児童専用の運動場や広場等を計画することが重要である。

公園の一部を学校が共用することで、公園を利用する市民と、そのそばで学校生活をする児童生徒が、ともに運動したり、木々の緑など自然に親しむ様子を描くことができ、学校と地域の距離が縮まります。また、(仮称) ほうじょう学園は、敷地内だけでは確保し得ない広い活動スペースを利用することができ、自然環境に恵まれた教育環境を実現できます。地域と共に子どもを見守り、生き生きとした子どもの声が聞こえる、地域に開かれた公園と学校の共用をめざします。

① 共用部分の面積と形状

現北条小学校のグラウンド面積 5,200 m²は、15,700 m²ある北条公園の 1/3 の面積に相当します。この部分を『都市公園法』第5条の10の兼用工作物規定、あるいは第6条・第7条の占有工作物とし、学校のグラウンドとしての共用利用が可能となるように計画を進めます。

北条公園は、地域の行事や様々なイベントだけでなく、地域住民の日々の憩いの場として親しまれています。その一部を学校施設として共用しても、公園機能を損なうことなく、より魅力ある場所として利用できるよう、共用部分の仕様・位置・形状を、令和6（2024）年度、継続して検討します。

【北条公園の一部分の共用利用のイメージ図】



② 都市公園と教育施設の共存

共用部分にフェンスやゲート等の安全管理区画を設け、平日は学校利用、それ以外の日は公園として時間を分けて共用します。大阪府内でもあまり例がないため、全国の公園共有事例（例：東京都新宿区花園公園、東京都杉並区富士見丘多目的広場等）を参考に検討を進める必要があります。

また、北条公園と現北条中学校の間には法定外公共物（里道）があり、フェンス等の工作物の設置には留意が必要です。工作物を設置する場合は、占有許可申請を行う必要があります。

(5) 配置計画

① ゾーニングレイアウト (案)

第5回検討委員会での検討協議内容のため、
検討結果を受けて後日差し込みいたします。

② 完成イメージパース

第5回検討委員会での検討協議内容のため、
検討結果を受けて後日差し込みいたします。

(6) 通学区特認校制

(仮称) ほうじょう学園は市内で初めて、義務教育の9年間を見据えた教育活動を行う小中統合校として開校します。そのような教育環境の中で子どもを学ばせたい、学びたいという場合に、従来の通学区域は残したままで、市内の他の校区から入学、転入学ができる「通学区特認校制」の導入を検討します。導入にあたっては、通学の条件や通学路などのルールづくりを行います。

第3章 (仮称) ほうじょう学園の設置に向けた準備

1. 概算事業費と財源調達方法

(1) 施設整備に係る概算事業費

(仮称) ほうじょう学園の施設整備に係る概算事業費の算定にあたって、測量・調査、設計、工事監理、工事に分けて、それぞれ次のように実施しました。

- ・測量・調査費に関しては、民間事業者へのヒアリングにより算出
- ・設計費、工事監理費に関しては、『国土交通省告示第 98 号』により、令和5年度(2023)の設計業務委託等技術者単価(国土交通省)をもとに算出
- ・工事費に関しては、近年の物価高の影響もあり変動幅が大きいため、できるだけ直近の同規模、同用途での他事例の単価をもとに算出

概算事業費については、現在精査中のため、後日差し込みいたします。

今後、実施計画によって整備規模を策定し、基本設計、実施設計によって事業費算出の精度が上がるとともに、近年の建設市場(建材費・人件費等)の変動などの影響を受けて大きく加減すると考えられます。

一方、本事業に伴い、現北条小学校の長寿命化改修工事は不要となります。

(2) 財源の調達方法

(仮称)ほうじょう学園の設置において、現時点で活用が考えられる国の補助金や地方債について挙げます。校舎建設については、開校時点の学級数等を算定基準とした公立学校施設整備費負担金を財源の一部とするほか、市の財政負担分についても学校教育施設等整備事業債をはじめとした有利な地方債を積極的に活用します。放課後児童クラブについては、子ども・子育て支援施設交付金が適用されます。これらを活用して、財政負担の縮減に努めます。

【財源調達方法の整理】

| | 事業名 [国費割合] | 事業概要 | 用途 |
|----------------------|-------------------------------------|---|----|
| 公立学校 施設整備費 負担金 | 校舎増築事業 [1/2] | 小中学校等を適正な規模にするため、統合しようとするに伴って、必要となった校舎又は屋内運動場の新築又は増築事業 | 増築 |
| 学校施設 環境改善 交付金 | 長寿命化改修事業 [1/3] | 構造体の劣化対策を要する建築後 40 年以上経過したものの長寿命化改良 (現北条中学校の校舎、体育館) | 改修 |
| | 大規模改造 (質的整備) [1/3] | 教育内容及び方法の多様化等に適合させるための建物の内部改造 | 改修 |
| | 学校統合に伴う 既存施設の改修 [1/2] | 学校統合に伴う校舎及び屋内運動場の改修 | 改修 |
| | 地域・学校 連携施設の整備 に関する事業 [1/3] | 学校施設の複合化を促進するとともに、地域の生涯学習等の拠点となるよう、他の文教施設や福祉施設と有機的な連携を図るために必要となる施設の整備 | 増築 |
| | 学校給食施設の 新增築 [1/2] | 学校給食の開設に必要な施設整備の新築又は増築事業 (ドライシステムに限る) | 増築 |

2. 事業手法の検討・整備スケジュール

(1) 事業手法の把握・整理、評価

本市では『大東市公共施設等総合管理計画』、『大東市公民連携事業指針』において、民間活力の積極的な導入を推進しています。

従来型の事業手法の他に、民間事業者の資金・ノウハウを活用する官民連携の手法の諸事項を整理し、従来型の事業手法や官民連携手法との比較検討を行いました。

① 従来型方式（設計・施工分離方式）

これまでの多くの公共工事に用いられる手法で、設計、建設工事の順に、分離分割して民間事業者に発注する方式です。

個別の仕様による発注のため、求める性能を確保しやすいですが、各業務が分割して発注されるため、都度発注事務が発生し、一体的なコスト縮減効果への期待が低くなります。

② PFI方式（Private Finance Initiative）

『PFI法』（民間資金などの活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づき、公共施設等の設計、建設、若しくは維持管理、運営を含め、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用してサービスの向上やコストの削減を図る手法です。近年の公共施設での実施事例は増えていますが、従来型方式に比べ、発注準備・内部調整等に時間を要することから、建設期間が長くなります。

BT方式、BTM方式、BTO方式、BOT方式等の事業方式があります。

※B=Build(建設)、T=Transfer(所有権を移転)、M=Maintenance(維持管理)、O=Operate(維持管理・運営)

③ DB方式（Design-build）

『PFI法』に基づかず、民間事業者が設計、建設、若しくは維持管理、運営などを一括して発注する方式です。設計の段階から施行事業者が関与するため、民間事業者の創意工夫の発揮によって、魅力ある教育環境の施設計画が可能となります。設計・施工責任を一元化できることで工期短縮も見込まれます。起債を活用することで、民間より低い金利での資金調達が可能となり、コスト削減ができます。

DB方式、DBM方式、DBO方式等の事業方式があります。

※D=Design(設計)、B=Build(建設)、M=Maintenance(維持管理)、O=Operate(維持管理・運営)

【事業手法の整理】

| 事業手法 | | 発注形態 | 資金調達 | 業務の範囲 | | | | 施設の所有 | |
|-------|-------|---------|---------|-----------|-----------|-----------|----|-------|-----|
| | | | | 設計 | 建設 | 維持管理 | 運営 | 事業期間 | 事業後 |
| 従来型方式 | | 仕様発注 | 公共 | 公共 | 民間(指定管理者) | | 公共 | | |
| DB方式 | DB方式 | 性能発注 | 公共 | 民間(JV) | | 民間(指定管理者) | | 公共 | |
| | DBM方式 | | | 民間(JV) | | 民間(指定管理者) | | | |
| | DBO方式 | | | 民間(JV) | | | | | |
| PFI方式 | BT方式 | | 民間(SPC) | 民間(SPC) | | 民間(指定管理者) | | 公共 | |
| | BTM方式 | 民間(SPC) | | 民間(指定管理者) | | | | | |
| | BTO方式 | 民間(SPC) | | | | | | | |
| | BOT方式 | 民間(SPC) | | | | 民間(SPC) | 公共 | | |

※SPC=Special Purpose Company の略称(特別目的会社)、JV=Joint Venture の略称(共同企業体)

一般的に、設計・建設から、管理・運営までを同一民間事業者に委ねることにより、民間事業者の創意工夫（業務間調整、工期短縮）などにより、ライフサイクルコストの低減を図ることが可能とされていることから、(仮称)ほうじょう学園においては、公立学校施設として事業の安定性を確保しつつ、民間事業者の創意工夫及び技術的・経営的能力等を活用することで、質の高い教育の場の提供、効率的な業務遂行による市の財政負担軽減、工期短縮を図るのに効果的な DBO 方式又は DB 方式を念頭に、実施設計以降の計画を進めてまいります。

(2) 整備スケジュール案

現在想定される整備スケジュールは次の通りとなります。

令和6(2024)年度、実施計画及び基本設計、令和7(2025)年度以降に実施設計及び増築工事、改修工事を行い、令和10(2028)年度に(仮称)ほうじょう学園の開校をめざします。長寿命化改修工事も並行して実施しますが、施設計画及び工事計画によって大きく影響を受けるため、完了までのスケジュールは未定です。

【整備スケジュール案】

| | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) | 令和9年度 (2027年度) | 令和10年度 (2028年度) |
|---------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------|
| 実施計画、 基本設計 | | | | | |
| 実施設計、 工事 | | 実施設計 | | | |
| | | | 増築工事 | | |
| | | | 長寿命化改修工事 | | |

3. 今後の課題・経過報告

(1) 今後の課題

学校施設整備や開校に向けた準備等に関する今後の課題は以下の通りです。

① 施設計画の検討

必要諸室(普通教室、特別教室、職員室、図書室、昇降口など)の機能、規模を検討し、各諸室の整備方針を決定します。9年間一貫した教育活動を含めた学校運営を可能とするとともに、児童生徒の発達段階やユニバーサルデザインに配慮した施設環境を検討します。また、小・中の共有化を図れる部分と体格差により棲み分けを行う部分を明確にし、児童生徒の異学年間交流が自然に行えるよう、回遊できる動線計画や交流が行える平面配置を計画します。また、小中の教職員や保護者、地域との協働関係が構築しやすい配置とし、豊かな連携・交流が図れるように施設整備します。

② 工事期間中の生徒・教職員への配慮

現北条中学校敷地内での建設期間中は、生徒や教職員などが利用する中での、近接した工事となります。工事期間中の安全確保、精神面等の負担を軽減するための配慮を行い、適切な授業環境の維持を前提とした工事範囲との明確な区画が必要です。また、敷地周辺の道路と敷地内の通路が狭いため、児童生徒の動線と工事車両の動線へ配慮した、居ながら工事の平面計画（諸室配置の概略）、動線等を具体的に検証した工事計画を検討します。長寿命化改修工事は学校運営への影響が大きいため、特に配慮した工事計画が必要です。

③ 通学環境の検討

学校の移転に伴って変更する新たな通学路においても、安全性の確保を継続して行ってまいります。

また、通学区特認校制の制度を使って現北条中学校区域外から通学する児童生徒の安全性を確保するため、徒歩・公共交通機関・保護者送迎による個別具体的な通学路の検討します。

④ 北条公園とグラウンドの配置検討

本市では令和3（2021）年5月に施行された『大東市都市公園再整備計画』に基づき、市内の公園を順に整備しています。次年度に行われる北条公園再整備設計と基本構想のグラウンドの配置・調整が必要です。現北条中学校の校舎・グラウンドの活用と校舎の機能との一体性、付加価値機能等を考慮した位置・規模の検討を行います。

⑤ 生徒児童・園児・保護者・教職員・地域等の意見の反映

次年度以降も、学校づくりの基本理念をベースとして児童生徒や入学を予定する園児の保護者・教職員・地域等の意見を聞き、今年度のワークショップも踏まえ、児童生徒等にとってより良い学校とするための検討を進めてまいります。今後、各意見を取り入れながら、新しい学校を形づくってまいります。

⑥ ソフト面の検討

(仮称) ほうじょう学園開校に向けた準備として、ソフト面での検討も必要となります。学校名、校歌、校章、制服、校則、教育内容、学校行事、学校と地域との連携や地域に根差した教育、PTA 活動の検討などが必要です。また、チャイムのタイミング、試験期間中の対応などのルール作りも重要です。

(2) 今後の設計にあたっての重要事項

- ① 子どもたちの生命を守り抜く安全・安心な教育環境の整備
- ② 新しい時代の学び舎となる柔軟で創造的な学習空間の整備
- ③ インクルーシブ教育システムの理念を具現化する教育環境の整備
- ④ 円滑な学校運営と工期遵守を両立させる整備
- ⑤ 脱炭素社会の実現に貢献する持続可能な教育環境の整備

(3) 経過報告

(仮称) ほうじょう学園の開校に向けての検討状況は、本市ホームページや本市広報誌「だいとう」を通じて、現北条小学校・現北条中学校、そして、北条中学校区域にある保育園・幼稚園などの保護者の方、近隣の方など地域の皆様へ広くお知らせしてまいります。

